

韓国¹⁾の相続税の概要

(2026年2月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ソウル事務所

貿易投資相談課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ソウル事務所が現地会計事務所（KPMG 三最会計法人）に作成委託し、2026 年 2 月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび KPMG 三最会計法人は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび KPMG 三最会計法人が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ソウル事務所

E-mail：KOS@jetro.go.jp

海外ビジネスサポートセンター/貿易投資相談課

E-mail：SCB-SUPPORT@jetro.go.jp

The logo for JETRO (Japan External Trade Organization) is displayed in a large, bold, serif font.

目次

韓国相続税の概要	2
I. 納税義務者	2
1. 納税義務者とは	2
2. 課税対象	2
3. 非課税	3
II. 相続税の課税標準および税額の計算	3
1. 生前贈与財産価額	4
2. 公課金・債務・葬式費用	4
3. 相続推定処分財産価額	5
4. 課税価額不算入	5
5. 相続控除	6
6. 相続税課税標準	8
7. 税率および算出税額	8
8. 税額控除	9
III. 申告・納付	10
IV. 決定および更正	11

韓国の相続税の概要

韓国の相続税は日本の相続税とは異なり、各相続人別に取得する財産価額により相続人それぞれが納付する相続税を計算するもの（取得課税型）ではなく、相続開始当時の相続財産価額により相続人の金額を計算した後、これを相続人が連帯して納付するようにしている（遺産課税型）。

相続税は相続開始日現在、以下の区分による相続財産に対して賦課される。

- 相続人が居住者の場合：すべての相続財産。
- 相続人が非居住者の場合：韓国内に存在するすべての相続財産。

相続人は相続開始日が属する月の末日から6ヶ月（被相続人が外国に住所を置いている場合または相続人全員が外国に住所を置いている場合には9ヶ月）以内に相続税の課税標準および税額を申告して納付しなければならないが、申告により相続税が確定されるものではなく、政府の調査および決定により相続税が確定される。

そして、相続人は自身が受け取った財産価額の比率により相続税を納付しなければならないが、相続税総額に対する連帯納税義務を負う。

I. 納税義務者

1. 納税義務者とは

相続人または受遺者（遺贈を受けた者または死因贈与により財産を取得した者を言う。以下、同じ）は、相続財産のうち、各自が受け取ったか受け取る財産価額を基準として計算した比率により相続税を納付する義務を負う。

相続人のうち、特別縁故者が営利法人である場合または受遺者が営利法人である場合には、その営利法人は相続税の納税義務者にならない。ただし、特別縁故者または受遺者である営利法人の株主または出資者に相続人または相続人の直系卑属がいる場合には、営利法人が受け取ったか受け取る相続財産に対する相続税相当額からその相続財産の10%に相当する金額を減算して計算した金額に、当該相続人または相続人の直系卑属の持分比率を乗じて計算した金額をその相続人または相続人の直系卑属が納付しなければならない。

2. 課税対象

相続税の課税対象は相続開始日現在、以下の区分による財産とする。

- 相続人が居住者の場合：すべての相続財産。
- 相続人が非居住者の場合：韓国内に存在するすべての相続財産。

相続財産の所在地は、以下の基準により韓国内に存在する財産かどうかを把握する。

- 不動産または不動産に関する権利：その不動産の所在地。
- 鉱業権または租鉱権：鉱区の所在地。
- 漁業権または入漁権：漁場から最も近い沿岸。

- 船舶：船籍の所在地。
- 航空機：航空機定置場の所在地。
- 株式、出資持分または社債：その株式または社債を発行した法人の本店または主な事務所の所在地。ただし、外国法人が国内法により国内で発行した株式または社債に対しては、その取引を取り扱う金融会社などの営業拠点の所在地。
- 信託財産：金銭信託の場合には、その信託を引き受けた営業拠点の所在地。その他信託の場合には信託財産の所在地。
- その他金融財産（預金、積立預金など）：その財産を取り扱う金融会社などの所在地。
- その他有形財産または動産：その有形財産の所在地または動産が現在存在する場所。
- 特許権、商標権などの登録が必要な権利：その権利を登録した機関の所在地。
- 著作権、出版権、著作隣接権：著作権の目的物である著作物が発行された場合、その発行した場所。
- 営業拠点を有する者の営業に関する権利：営業拠点の所在地。
- 上記で言及されていない財産：その財産の権利者の住所。

上記に列挙された財産の他に、以下の項目も相続財産の範囲に含める。

- 保険金：被相続人が保険契約者であるか、被相続人が保険料を負担した保険として、被相続人の死亡により受け取る生命保険または損害保険の保険金。
- 信託財産：被相続人が信託した財産。ただし、他人が信託の利益を受け取る権利を所有している場合、その利益に相当する価額は除外して、被相続人が信託により他人から信託の利益を受け取る権利を所有している場合には、その利益に相当する価額は加算する。
- 退職金：被相続人に支給される退職金、退職手当、功労金、年金その他これと類似するものとして、被相続人の死亡により支給されるもの。

3. 非課税

以下の場合には相続税を課税しない。

- 戦争、事変またはこれに準じる非常状態として、討伐または警備などの作戦任務の遂行中に死亡するか、その戦争または職務の遂行中に負った負傷またはそれによる疾病により死亡して相続が開始される場合。
- 国家、地方自治団体、公共団体、政党、社内勤労福祉基金などに遺贈した財産がある場合、その財産。

II. 相続税の課税標準および税額の計算

相続税の課税標準および税額は以下のように計算する。

相 続 財 産 価 額	相続を受けた財産価額の合計額
(+) 生前贈与財産価額	10年以内に相続人に贈与した財産価額

(-) 公課金・債務・葬式費用	非居住者は葬式費用の控除が不可能
(+) 相続推定処分財産価額	2年以内に処分した価額のうち、用途の立証が不可能な価額
(-) 課税価額不算入	公益法人などに出捐した相続財産価額
相続税課税価額	
(-) 相続控除	非居住者は基礎控除(2億ウォン)のみ可能
相続税課税標準	
(×) 相続税率	10%~50%
相続税算出税額	世代を飛び越えた相続の場合には、30%~40%割増課税
(-) 税額控除	
(+) 加算税	過少申告加算税、過少納付加算税
(=) 納付する税額	分納、年賦延納、物納が可能

1. 生前贈与財産価額

以下の財産価額は相続税課税価額に加算する。ただし、被相続人が非居住者の場合には、贈与当時に国内に所在する財産の価額のみ加算する。

- 相続開始日前10年以内に被相続人が相続人に贈与した財産価額。
- 相続開始日前5年以内に被相続人が相続人以外の者に贈与した財産価額。

2. 公課金・債務・葬式費用

以下の価額は相続税課税価額から控除する。

(1) 公課金

相続開始日現在において被相続人に納付する義務があるもので、相続人に承継された租税・公共料金その他これと類似する物。ただし、非居住者の死亡により相続が開始される場合には、相続財産に関する租税などの価額のみ相続税課税価額から控除する。

(2) 葬式費用

以下の項目の金額を合算した金額。ただし、非居住者の死亡により相続が開始される場合には、葬式費用を控除しない。

- 被相続人の死亡日から葬式日まで葬式に直接所要された金額で、納骨施設または自然葬地の使用に所要された金額を除いた金額。当該金額が500万ウォンに達しない場合は500万ウォンとし、1,000万ウォンを超過する場合には1,000万ウォンとする。
- 納骨施設または自然葬地の使用に所要された金額。当該金額が500万ウォンを超過する場合には500万ウォンとする。

(3) 債務

相続開始日現在において被相続人が負担すべき確定された債務で、公課金を除いた物。ただし、非居住者の死亡により相続が開始される場合には、相続財産を目的と

する留置権、質権、伝貫権、賃借権、譲渡担保権、抵当権または担保権で担保されている債務に限る。

3. 相続推定処分財産価額

被相続人が財産を処分したか債務を負担した場合として、以下のいずれか一つに該当する場合には、これの相続を受けたものと推定して相続税課税価額に算入する。

(1) 処分した財産価額

相続開始日前 1 年以内に被相続人が財産を処分して受け取った金額または被相続人の財産から引き出した金額が財産種類別に計算して 2 億ウォン以上の場合および相続開始日前 2 年以内に 5 億ウォン以上の場合として、その処分した財産などの用途が客観的に明らかに立証されない場合、以下の区分により用途が立証されていない金額を相続税課税価額に加算する。

- 用途が立証されていない金額が 2 億ウォンまたはその処分した財産などの価額の 20% に相当する金額のうち、少ない金額に達しない場合：処分した財産などの用途がすべて立証されたものとみなす。
- 用途が立証されていない金額が 2 億ウォンまたはその処分した財産などの価額の 20% に相当する金額のうち、少ない金額を超過する場合：その超過する金額を用途が立証されていないものとみなし、相続税課税価額に算入する。
- この場合、財産種類別とは、以下の区分によるものを言う。
 - 現金・預金および有価証券
 - 不動産および不動産に関する権利
 - その他財産

(2) 債務負担額

相続開始日前 1 年以内に被相続人が負担した債務価額が 2 億ウォン以上の場合および相続開始日前 2 年以内に 5 億ウォン以上の場合として、その債務の用途が明らかではない場合、以下の区分により用途が立証されていない金額を相続税課税価額に算入する。

- 用途が立証されていない金額が 2 億ウォンまたはその負担した債務価額の 20% に相当する金額のうち、少ない金額に達しない場合：負担した債務の用途がすべて立証されたものとみなす。
- 用途が立証されていない金額が 2 億ウォンまたはその負担した債務価額の 20% に相当する金額のうち、少ない金額を超過する場合：その超過する金額を用途が立証されていないものとみなし、相続税課税価額に算入する。

4. 課税価額不算入

相続財産のうち、被相続人または相続人が宗教・慈善・学術に関連する事業などの公益事業を行う公益法人または公益信託に相続税申告期限まで出捐した財産の価額

は、相続税課税価額に算入しない。ただし、内国法人の議決権のある株式を出捐する場合で、それを受ける公益法人が当該株式の発行済株式総数の 5%を超過して保有することになる場合、その 5%を超過する株式価額は相続税課税価額に算入する。

5. 相続控除

相続控除は、相続人と被相続人の関係、相続人の年齢、相続財産の性格などを考慮して一定の価額を相続税課税価額から控除することを言う。ただし、非居住者の死亡により相続が開始する場合には基礎控除のみ適用する。

(1) 基礎控除

居住者または非居住者の死亡により相続が開始される場合、相続税課税価額から 2 億ウォンを控除する。

(2) 人的控除

(ア) 配偶者控除

居住者の死亡により相続が開始される場合、配偶者が実際に相続を受けた金額を相続税課税価額から控除するものの、以下の①と②の金額のうちいずれか少ない金額を限度とする。ただし、配偶者が実際に相続を受けた金額がないか、5 億ウォンに達しない場合には 5 億ウォンを控除する。

$$\text{①} = (A - B + C) \times D - E$$

$$\text{②} = 30 \text{ 億ウォン}$$

A：相続財産価額の合計額から、非課税となる相続財産価額、公課金および債務価額、公益法人または公益信託に出捐した価額を減算した金額

B：相続財産のうち、相続人ではない受遺者が遺贈などを受けた財産価額

C：相続開始日前 10 年以内に被相続人が相続人に贈与した財産価額

D：民法による配偶者の法定相続持分

E：生前贈与財産価額で、相続税課税価額に加算した金額のうち、配偶者が贈与を受けた財産に対する贈与税課税標準

(イ) その他の人的控除

居住者の死亡により相続が開始される場合、以下のいずれか一つに該当する場合には当該金額を相続税課税価額から控除する。

区分	控除対象および金額	備考
子女控除	相続人のうち、子女 1 人当たり 5 千万ウォン	同一人に対して未成年者控除および障害

		者控除の重複適用が可能
未成年者控除	相続人（配偶者を除く）および同居家族のうち未成年者に対して1千万ウォンに19歳になるまでの年数を乗じて計算した金額	同一人に対して障害者控除の重複適用が可能
敬老者控除	相続人（配偶者を除く）および同居家族のうち65歳以上の者に対して5千万ウォン	同一人に対して障害者控除の重複適用が可能
障害者控除	相続人および同居家族のうち障害者に対し、1千万ウォンに期待余命の年数を乗じて計算した金額	同一人に対して配偶者控除の重複適用が可能

(ウ) 一括控除

居住者の死亡により相続が開始する場合、配偶者控除の金額とその他の人的控除の金額を合算した金額が5億ウォンに達しない場合には、5億ウォンの控除を受けることができる。

(3) 家業相続控除など

居住者の死亡により相続が開始する場合、以下のいずれか一つに該当する場合には、それによる金額を相続税課税価額から控除を受けることができる。ただし、同一な相続財産に対しては以下のうちいずれか一つのみ適用を受けることができる。

(ア) 家業相続控除

中小企業または中堅企業として被相続人が10年以上経営した企業を相続する場合で、以下の区分による金額を限度とする家業相続財産価額。

- 経営期間が10年以上20年未満の場合：200億ウォン
- 経営期間が20年以上30年未満の場合：300億ウォン
- 経営期間が30年以上の場合：500億ウォン

(イ) 営農相続控除

営農（養畜、営漁および営林を含む）相続の場合：営農相続の財産価額（15億ウォンを限度とする）

(4) 金融財産相続控除

居住者の死亡により相続が開始する場合で、相続日現在における相続財産価額のうち金融財産の価額から金融債務の価額を減算した金額（純金融財産

価額)がある場合、以下の区分により計算した金額を相続税課税課額から控除

- 純金融財産価額が2千万ウォンを超過する場合：純金融財産価額の20%または2千万ウォンのうち、大きい金額。
- 純金融財産価額が2千万ウォン以下の場合：その純金融財産価額。

(5)災害損失控除

居住者の死亡により相続が開始する場合で、相続税の申告期限以内に火災、崩壊、爆発、環境汚染事故および自然災害による災難により相続財産が減失または毀損された場合には、その損失価額を相続税課税価額から控除する。ただし、保険金の請求、求償権の行使などにより損失の一部の補填を受けることができる場合にはその限りではない。

(6)同居住宅相続控除

居住者の死亡により相続が開始する場合で、以下の要件をすべて備えた場合には相続住宅価額の80%に相当する価額を5億ウォンの限度内で相続税課税価額から控除する。

- 被相続人と直系卑属の相続人が相続開始日から遡及して10年以上（相続人が未成年者の期間を除く）継続して一つの住宅で同居していたこと。
- 被相続人と直系卑属の相続人が相続開始日から遡及して10年以上継続して1世帯を構成しながら1世帯1住宅に該当すること。この場合、無住宅の期間がある時は、当該期間は1世帯1住宅に該当する期間に含める。
- 相続開始日現在、無住宅者として被相続人と同居した相続人が相続を受けた住宅であること。

(7)相続控除の限度

相続控除（家業相続控除および営農相続控除を除く）は、相続税課税価額から以下のいずれか一つに該当する価額を減算した金額を限度として受けることができる。

- 先順位相続人以外の者に遺贈などを行った財産価額。
- 先順位相続人の相続放棄により、その次の順位の相続人が相続を受けた財産価額。
- 相続税課税価額が5億ウォンを超過する場合で、相続税課税価額に加算した贈与財産価額がある場合、その金額。

6. 相続税課税標準

相続税課税標準は相続税課税価額から相続控除額および相続財産を評価するために支出した手数料の金額を減算して計算する。

7. 税率および算出税額

相続税の税率は以下の通りである。

● 図表 3-18 相続税の税率

課税標準		相続税の税率
	1億ウォン以下分	10%
1億ウォン超過	5億ウォン以下分	20%
5億ウォン超過	10億ウォン以下分	30%
10億ウォン超過	30億ウォン以下分	40%
30億ウォン超過分		50%

相続税課税標準に上記の相続税の税率を適用して相続税算出税額を計算する。

相続人または受遺者が被相続人の子女を除いた直系卑属である場合には、相続税算出税額に相続財産のうちその相続人または受遺者が受け取ったか、受け取る財産の価額が占める比率を乗じて計算した金額の 30%（被相続人の子女ではない直系卑属かつ未成年者である相続人または受遺者が受け取ったか、受け取る財産の価額が 20 億ウォンを超過する場合には 40%）に相当する金額を加算する。ただし、民法による代襲相続の場合にはその限りではない。

8. 税額控除

(1) 贈与税額控除

相続財産に加算した贈与財産価額に対する贈与税額（贈与当時の当該贈与財産に対する贈与税算出税額を言う）は相続税算出税額から控除する。ただし、相続税課税価額に加算した贈与財産に対して国税賦課の除斥期間の満了により贈与税が賦課されない場合および相続税課税課額が 5 億ウォン以下の場合には控除しない。

贈与税額控除は相続税算出税額に相続税課税標準に対して加算した贈与財産の課税標準が占める比率を乗じて計算した金額を限度とする。

(2) 外国納付税額控除

居住者の死亡により相続が開始される場合に、外国に存在する相続財産に対して外国の法令により相続税の賦課を受けた場合には、その賦課を受けた相続税に相当する金額を相続税算出税額から控除する。

外国納付税額控除は相続税算出税額に、相続税課税標準に対して外国の法令により相続税が賦課された相続財産の課税標準が占める比率を乗じて計算した金額を限度とする。

(3) 相次相続控除

相続開始後 10 年以内に相続人または受遺者の死亡により再び相続が開始される場合には、前回の相続税が賦課された相続財産のうち再相続分に対する前回の相続税相当額を相続税算出税額から控除する。

この場合、相次相続控除により控除される金額は、以下の①により計算した金額に②の控除率を乗じて計算した金額とする。

①=以下の算式により計算した金額

①=前回の相続税 算出税額×	再相続分の 財産価額×	$\frac{\text{前回の相続税課税価額}}{\text{前回の相続財産価額}}$
前回の相続税課税価額		

②=控除率

再相続期間	控除率
1年以内	100%
2年以内	90%
3年以内	80%
4年以内	70%
5年以内	60%
6年以内	50%
7年以内	40%
8年以内	30%
9年以内	20%
10年以内	10%

(4) 申告税額控除

相続税申告期限内に相続税課税標準を申告した場合には、徴収猶予を受けた相続税額および控除または減免を受けた相続税額を控除した金額の3%に相当する金額を相続税算出税額から控除する。

III. 申告・納付

1. 自主申告納付

相続税の納税義務がある相続人または受遺者は、相続開始日が属する月の末日から6ヶ月以内に相続税課税標準および税額を納税地の管轄税務署長に申告しなければならない。この場合、相続税課税標準および税額を申告する者は納付すべき相続税額を自主納付しなければならない。

この時、納付する金額が1千万ウォンを超過する場合には、納付する金額の一部を納付期限の経過後2ヶ月以内に分割納付することができる。ただし、年賦延納の許可を受けた場合にはその限りではない。

2. 年賦延納

相続税納付税額が2千万ウォンを超過する場合、納税義務者は年賦延納を申請す

ることができる。この場合、納税義務者は担保を提供しなければならず、年賦延納の申請を受けた納税地の管轄税務署長はその許可如何を書面にて決定して通知しなければならない。

年賦延納の許可を受けた場合、納税義務者はその許可を受けた日から5年間分割して相続税を納付することができ、家業相続財産がある場合には、最大2年間分割して相続税を納付できる。

3. 物納

納税地の管轄税務署長は以下の要件をすべて備えた場合には、納税義務者の申請を受けて物納を許可できる。ただし、物納を申請した財産の管理または処分が適当ではないと認められる時には物納を許可しないこともある。

- 相続財産に不動産および有価証券の価額が占める比率が50%以上であること。
- 相続税納付税額が2千万ウォンを超過すること。
- 相続税納付税額が相続財産価額中の金融財産価額を超過すること。

IV. 決定および更正

税務署長は相続人または受遺者の申告により相続税課税標準および税額を決定する。相続税課税標準および税額の決定は相続税課税標準の申告期限から6ヶ月になる日までに行わなければならない。その決定内容を相続人または受遺者の全員に通知しなければならない。

相続税課税標準および税額の決定は、通常、課税標準および税額の調査過程を経て行われ、管轄税務署長の決定があつて初めて相続税納付税額が確定される。

相続人または受遺者が申告した課税標準および税額と管轄税務署長が決定した課税標準および税額が異なる場合には、課税標準および税額の過少申告および過少納付に対する加算税が賦課される。この場合、過少申告加算税は過少申告した税額の10%（不正行為により過少申告した場合には40%）を賦課し、過少納付に対する加算税は過少納付した税額に、過少納付した日数に3/10,000を乗じて計算した金額を賦課する。

以上